

生食発0317第12号
28水漁第1694号
平成29年3月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長 官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品については、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発第0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、衛生証明書等の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしくお願いします。